件 名	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			
	の一部を改正する条例			
主管課	総務課(選挙管理委員会)			
関係課				
改正対象	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例			
	(昭和43年松前町条例第15号)			
根拠法令等	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一			
	部を改正する法律(令和元年法律第1号)			
改正理由	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179			
	号)の一部改正に伴い、投票管理者等の報酬額を改定するため。			
改正の主な	○100円又は200円の増額			
内容				
	区分	改定後単価	現行単価	
	投票管理者	12,800円	12,600円	
	期日前投票管理者	11, 300 円	11, 100 円	
	開票管理者	10,800円	10,600円	
	選挙長	10,800円	10,600円	
	投票立会人	10, 900 円	10, 700 円	
	期日前投票立会人	9,600円	9,500円	
	開票立会人	8, 900 円	8,800円	
	選挙立会人	8, 900 円	8,800円	
施行日公布の日				

【その他参考事項】

6月補正予算にて投票管理者等の報酬額の不足分を計上。